

令和7、8年度 都島区社会福祉協議会広報紙「社協通信みやこじま」
編集・印刷業務委託仕様書

1 委託業務名称

広報誌「社協通信みやこじま」編集・印刷業務委託業者の選考について

2 業務委託の内容

(1) 社会福祉法人大阪市都島区社会福祉協議会(以下「本会」という)広報紙「社協通信みやこじま」の編集(デザイン、レイアウト、イラスト作成、校正など)、印刷、納品を委託するものとする。

(2) 本会広報誌の見本は、次のウェブサイトを参照。

社協だより | 都島区社会福祉協議会 (miyakorin.com)

3 委託期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日の2年間

(発注者・受注者双方の合意により、1年に限り委託期間を延長する場合があります)

4 発行の条件

発行部数 ※43,400部(内、戸別配布用 全世帯の72.7% 41,400部)
(区社協納品用 2,000部)

発効回数 年3回、契約期間内 計 6回 延べ260,400部の発行

初回発行 令和7年7月中旬

5 業務内容

オフセット印刷

縦405×横274ミリ仕上げ、4項立、表裏4色印刷

折丁合加工

コート紙 57K

①編集業務 上記様式について、(1)から(5)の作業を行う。

(1) 原稿

発行日の2か月程度前を基準に本会が提供する。ただし、事業実施の関係などで写真データ等の提供が校正段階に及ぶ場合もあり得るが発行に支障をきたさない程度とする。

文章については、紙媒体での提供を原則とするが、対応可能な場合は、Word、Excel、PowerPoint形式でのデータ提供も行う。

写真及び画像データについては、JPEG形式でのデータ提供も行う。

(2) デザイン

本会が提供した原稿及び担当者のイメージ等の提案を元に、デザイン・レイアウト・

イラスト・簡易文章等を作成する。

イラストについては、文章、内容に応じて独自のイラストを作成する。

（本会はイラストを含めて費用の追加負担はしない）

変更・修正等がある場合は、文字校正とあわせて変更を行う。

文書作成は、簡易的な定型的なもの。主文章は区社協が作成する。

（3）タイトル

必要に応じて記事のタイトル・サブタイトル等の作成を行う。

（4）校正

初校・再校・3校の3回とするが、本会が必要とした場合は、回数増を行うことがある。校正毎に「カラープリント3部」を提出する。

第3校の提出時に本紙色校正・簡易色校正等を行うため、コート紙 57K または同等の仕上がりの用紙にカラープリントしたものを「2部」提出すること。

各校とも、見出し、記事内容、組み換え、写真、イラスト等の変更、差し替え、レイアウトの変更を指示する場合がある。

本会の指示が不明確な場合は、確認作業を十分に行うこと。

（5）データ

最終校正を終えたデータを、発行日までに、PDFデータとJPEGに変換し、CD-R等の媒体で提出すること。

（6）納品場所と納品方法

本会が委託するポストिंग事業者に直接納品を行う。

二つ折り加工の上、500部を単位基本として、部数を包装紙上部に明記すること。
発行部数

1回あたり41,400部（令和7年1月現在の概算）を納品する

なお、発行部数は、現段階では概算であるため、実数において増減等がある場合は、本会納品部数と調整を行う。

ただし、極端な増減がある場合においては、協議の上、対応を決定する。

（7）納品日

ポストिंग業者には、発行予定日の1週間前に必要部数を納品する。残部数は、本会に発行予定日の2日前までに納品する。

6 契約金額

（1）契約金額

契約金額は、紙面の編集・レイアウト・カラーカンパ等の作成経費及び写真植字・版下作成などの印刷に関する一切の経費、PDF・JPGデータ化に関する経費、納品に関する一切の経費等を一切含めた価格とする。

（2）入札・見積り

入札書には、延べ260,400部（契約期間内 計6回 発行）について消費税込みの総額を記載する。また、見積書には、積算・内訳として1回あたり（43,400部）の経費、1部当たりの単価等を記載すること。

(3) 支払い

支払いについては、受注者からの請求に基づき各号の履行確認後に支払うこととする。

7 印刷スケジュール

各号の発行予定日の指示後、出稿、校正、発行までの具体的なスケジュール表を提出すること。なお、スケジュールについては、変更を求めることがある。

8 原稿等の取扱

(1) 本会から提出する原稿（データ含む）について

紙媒体及び原稿・写真データにて提供するもの一切について、無断転写・加工を含む転用について認めない。

(2) 本広報紙の取扱について

広報紙掲載記事およびイラスト（デザイン作成されたもの含む）類について、他事業チラシ等への転写・転載の一切の権利は、本会に帰属する。

9 契約

業者決定後は、編集・印刷業務の見積額＝契約額とする。

契約の解除は、4カ月前までにおこなうことができる。（発注者・受注者とも）

契約書の作成は、受注者が作成し本会で確認し締結する。

10 その他

契約書や仕様書に定めのない事項については、その都度、双方協議のうえ定める。